

各位

一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会
タクシー活性化プロジェクトチーム

東京観光タクシードライバー認定研修申込について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、平成24年8月5日から現在までに合計1610名の東京観光タクシードライバーが認定され、ご活躍されております。当協会としては2020年東京オリンピック・パラリンピック開催時には3000人の方を東京観光タクシードライバーとして認定することを目標としております。

同認定の資格要件として、東京シティガイド検定を合格、ユニバーサルドライバー研修を修了した後、当協会が実施いたします認定研修を受講していただく必要があります。これら条件を満たした方にその資格を付与することになっており、今年も多くの方にご参加いただきたいと思いますと考えております。

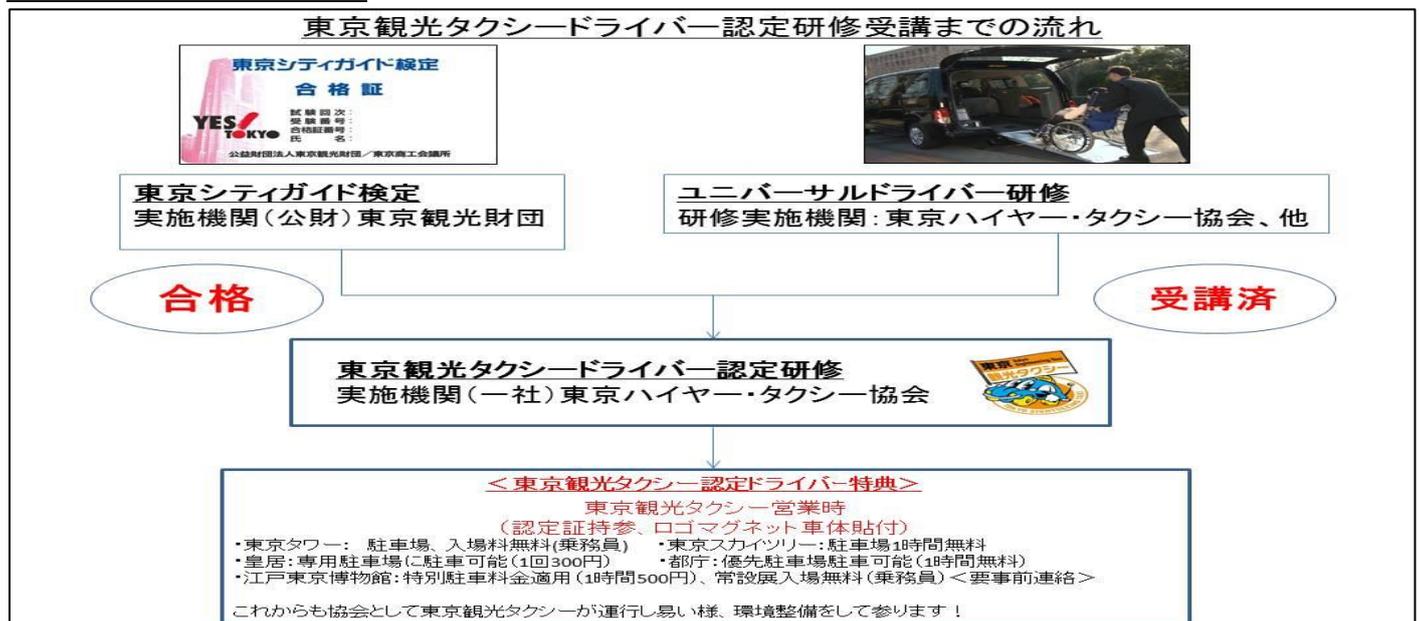
(なお、東京観光タクシードライバー認定要綱第8条による更新研修を受講出来なかった方、同要綱第9条で認定証を返納された方も当研修の受講対象となります)

認定研修の日程につきましては、**平成28年2月15、22、24、29、3月2、7日**を予定しておりますが、**人数の関係上追加**することもございます。

なお、**日程の割り振りに関してましては申込み終了後、各社にお知らせいたします**のでご了承ください。

また、観光タクシーの営業についてご理解をいただくために、**今回、当研修の対象ドライバーが所属する会社の管理者の方にも1名ご参加**いただきますようお願い申し上げます**(過去にご参加いただいた会社は参加の必要はございません)**。

以上を踏まえ、認定研修を希望されます方は裏面「東京観光タクシードライバー認定研修 申込方法」をご参照いただき、**平成28年1月5日(火)**までにお申込み下さいますようお願い申し上げます。



<東京観光タクシードライバー認定研修 申込方法>

- ① (一社) 東京ハイヤー・タクシー協会ホームページにアクセスする。
(HP アドレス <http://www.taxi-tokyo.or.jp/index.html>)

* 会社にインターネット環境が無い場合はお問い合わせください。
(問合せ先 : タクシー活性化プロジェクトチーム事務局 石田 Tel 03-3264-8080)

- ② 「東京観光タクシードライバー認定研修申込用紙」及び「東京観光タクシードライバー認定研修概要」をダウンロードする。
(申込用紙はEmail 提出用、FAX 提出用で様式が異なりますので、それぞれご必要の物をダウンロードお願いいたします。)

[東タク協 HP 掲載イメージ図 (掲載されます際にイメージ図は異なる場合がございますのでご了承ください)]

The screenshot shows the homepage of the Tokyo Hire-Taxi Association. At the top, there is a navigation bar with the association's name in Japanese and English, and a language selector set to 'English'. The main banner features a smartphone displaying the 'スマホdeタクくん' app, with text promoting it as the largest taxi app in Tokyo, available for free download. Below the banner is a menu with categories like '協会概要', '活動内容', and 'タクシーを呼びたい'. A '新着情報' (New Information) section is highlighted with a red box, containing three items: '東京観光タクシードライバー認定研修 概要', '東京観光タクシードライバー認定研修 申込書 (Email送信用)', and '東京観光タクシードライバー認定研修 申込書 (FAX送信用)'. An arrow points from a text box on the right to the second and third items in the list.

こちらから
ダウンロード
が可能です。

- ③ 「東京観光タクシードライバー認定研修概要」を確認する。
- ④ 「東京観光タクシードライバー申込用紙」に必要事項を明記いただき、それぞれの様式に対応した方法で送信を行う。
Email アドレス : ishida@taxi-tokyo.com FAX : 03-3221-7665
(共にタクシー活性化プロジェクトチーム事務局 石田宛)
- ※ 締め切り : 平成 28 年 1 月 5 日 (火)
 - ※ 会社でまとめて一括申込みいただけますようお願い申し上げます。
 - ※ 年末年始休業について : 平成 27 年 12 月 29 日 (火) ~ 平成 28 年 1 月 3 日 (日) は年末年始休業期間につき、お問い合わせが出来かねますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

東京観光タクシードライバー認定要綱

(目的)

第1条 東京における観光客のニーズに対応できる「観光知識」及び「おもてなしの心」を備えた一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会に加盟するタクシー事業者に雇用されているタクシー乗務員（以下「タクシー乗務員」という。）及び社団法人東京都個人タクシー協会に加盟する個人タクシー事業者（以下「個人タクシー事業者」という。）を「東京観光タクシードライバー」として認定し、東京の観光振興とタクシー事業の活性化を図るため、この要綱を定める。

(認定要件)

第2条 東京観光タクシードライバーは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 公益財団法人東京観光財団及び東京商工会議所が主催する東京シティガイド検定を合格していること。
- (2) バリアフリー研修推進実行委員会が認証するユニバーサルドライバー研修又は一般社団法人全国ハイヤータクシー連合会、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人シルバーサービス振興会が主催するケア輸送サービス従事者研修を完了していること。

(認定研修)

第3条 第2条の要件を満たし、東京観光タクシードライバーの認定を受けようとするタクシー乗務員及び個人タクシー事業者は、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会（以下「協会」という。）が主催する東京観光タクシードライバー認定研修（以下「認定研修」という。）を受講しなければならない。

(認定)

第4条 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会長（以下「協会長」という。）は、第3条の認定研修を受講したタクシー乗務員及び個人タクシー事業者を東京観光タクシードライバーに認定する。

(認定証の交付)

第5条 協会長は、第4条の認定を受けたタクシー乗務員及び個人タクシー事業者に対し、東京観光タクシードライバー認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

(注意事項の厳守)

第6条 東京観光タクシードライバーは認定証裏面に記載されている注意事項を厳守しなければならない。

(有効期間)

第7条 認定証の有効期間は、交付された日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。但し、平成24年8月5日付交付の認定証の有効期間は、平成27年3月31日までとする。

(認定証の更新)

第8条 認定証の更新をしようとするものは、有効期間が終了することになる年において、原則として協会が主催する認定研修を受講し、認定証の更新を受けなければならない。

(認定証の返納)

第9条 認定証取得時に所属していた事業者を退職した場合には速やかに認定証を協会に返納しなければならない。また、会社間移動も退職時と同様に返納し、再度発行する場合は再受講する必要がある。

(認定の取消)

第10条 協会長は認定後、東京観光タクシードライバーとしての第2条の認定要件を欠き認定を受けていたと認められる場合又はその信用を著しく傷つけるような行為等により、東京観光タクシードライバーとして相応しくないと認められる場合においてタクシー活性化プロジェクトチームの意見を聴取し、認定を取消することができる。なお、取り消しを受けた東京観光タクシードライバーは速やかに認定証を返納しなければならない。

(情報の保護)

第11条 東京観光タクシードライバー認定に係る個人情報、タクシー活性化プロジェクトチームにおいて、管理を徹底する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、タクシー活性化プロジェクトチームにおいて協議したうえ、協会長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月8日から施行する。